

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
熊谷市	久下地区(久下、新川、太井)	令和2年3月23日	平成31年3月8日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	156.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	112.3ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	20.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	23.52ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当地区は、家が介在し、まとまった広い農地を確保しにくい状況になっている。農地の集約が難しく、また、未整備地、農道管理、農業用排水等の問題もあり、農地整備が諸問題の解決策である。
太井地区北部にあたる流通センター南側の区画化された農地は面的にまとまりのある地域となっているが、排水が悪く、暗渠排水工事を地元では希望している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

久下地区は、担い手3経営体を中心となり担うほか、いちご農家の1経営体も担っていく。他にも後継者もいる担い手がいるので、加えて担っていく。

太井地区は、担い手3経営体を中心となり担っていく。他にも後継者もいる担い手がいるので、加えて担っていく。

新川地区は、担い手2経営体を中心となり担っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	S氏	野菜、果樹	0.6 ha	水稲、麦	2 ha	太井
認農	M氏	水稲、麦	50 ha	水稲、麦	70 ha	久下、新川
集	熊谷東営農組合	麦	49.3 ha	麦	51.42 ha	久下地区
計	2経営体		99.9 ha		123.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、692筆、34,0046.9㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

実施に向けて話し合いを続け、検討していく。

基盤整備への取組方針

太井地区で課題にあげられた流通センター南側のほ場について、排水工事、道路の拡幅工事などの実施を検討していきたい。中間管理事業を通じて地元負担がない整備を実施できれば、地元の了解も得やすいと考える。現在、排水が悪いため麦や野菜が作付けできない状態だが、排水がよくなれば作付けできるようになるため、実施を検討していきたい。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
計	188,269.42	—	151,777.48

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。